

令和3年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

1. 「新たな日常」に向けた不可逆なビジネスモデル変革を実現する投資促進

(1) 研究開発投資の底上げとクラウドサービスを活用した研究開発の促進

- ・ 欧米や中国が研究開発投資を大きく伸ばす中、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」を形成していく上で、企業の競争力の源泉たる研究開発投資は極めて重要。他方、現下のコロナ禍で企業は研究開発投資を躊躇する状況にあることから、①研究開発税制の控除上限を、法人税額の最大50%まで活用できるよう引き上げ、研究開発投資を底上げする。また、今後、クラウドを活用してサービスを拡張・提供するビジネスモデルが主流となる中、我が国の研究開発が後れを取らないためにも、②クラウドサービスを活用したソフトウェア開発を税制対象に拡充するとともに、必要な措置の延長等を行う。

(2) ウィズコロナ/ポストコロナ時代のビジネスモデル変革の促進

- ・ 社会のデジタル化対応の遅れなど、コロナ禍により顕在化した課題を踏まえ、企業においては、大胆なビジネスモデルの変革（事業再構築・再編等）が不可欠。こうした経営改革を前提に、①コロナ禍による厳しい経営状況からのV字回復の実現と、②ビジネスモデルの変革に資するDX投資の促進に対し、租税特別措置を実施（投資への特別償却・税額控除、繰越欠損金の控除上限の引上げ等）。

(3) 企業の機動的な事業再構築を促すための株式対価とするM&Aの円滑化

- ・ 機動的な事業再構築を促すため、株式対価としたM&Aにおける被買収会社株主の株式譲渡益への課税繰延措置を講ずる。この際、事前認定を不要とするなど実効的、かつ恒久的な制度とする。

(4) 車体課税（エコカー減税、環境性能割）の見直し・延長

- ・ エコカー減税、環境性能割の延長・見直しを行い、優れた次世代自動車の普及を促進。その際、コロナ禍で悪影響を受けている自動車産業の厳しい現状に鑑み、自動車取得時の税負担の軽減等を図る。また、自動車を取り巻く環境変化に際し、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、簡素化等の視点も踏まえ、検討を行う。

(5) 大企業向け賃上げ税制（3%以上）の見直し・延長

- ・ 大企業向け賃上げ税制について、設備投資要件ではなく、多様な人材投資（外部人材の獲得や、社内人材の育成・学び直し等）に着目した制度見直しを行った上で、延長する。

2. 新型コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

(1) 中小企業の経営資源の集約化等の促進

- ・ ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業の経営資源の集約化等（統合・事業再構築等）を支援するため、必要な措置を創設する。

(2) 中小企業の積極的な設備投資、経営基盤強化、研究開発、所得拡大を支援

- ・ 新型コロナ禍でも、中小企業の生産性向上やDXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除10%）を延長する。併せて、中小企業投資促進税制、及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制（いずれも特別償却30%又は税額控除7%）を延長する。
- ・ 中小企業軽減税率（法人税を所得800万円まで、19%から15%に軽減）を延長するとともに、中小企業の研究開発を支援すべく、中小企業技術基盤強化税制を拡充する。
- ・ 経済の回復・好循環のカギとなる雇用者の所得拡大を後押しすべく、中小企業向け所得拡大促進税制について、制度を見直した上で延長する。

(3) 地域経済を牽引する企業の成長を促進するための設備投資促進税制の強化（地域未来投資促進税制の延長・拡充）

- ・ 地域経済を牽引する企業の成長を促進するとともに、サプライチェーン強靱化の観点も踏まえ、設備投資に対する措置を延長・拡充し、地域の成長発展の基盤を強化する。

(4) 災害に事前に備えるための設備投資支援の強化（中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充）

- ・ 激化する災害等及び感染症への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象に、重要設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置等を拡充。

(5) 土地に係る固定資産税の評価額見直しに伴う負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置

- ・ 土地（商業地等）の固定資産税の評価額見直しに関し、現行の負担調整措置等を延長するとともに、新型コロナ禍の影響を踏まえ、経済状況に応じた所要の措置を講ずる。

3. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

(1) 経済のデジタル化に伴う国際的な課税の見直し（最低税率課税など）への対応

- ・ 年内の国際合意やその先の国内法化では、欧米の動向等も踏まえ、日本企業（アジア製造業等）の過度な負担増を回避しつつ、デジタル経済化を見据えた日本企業の競争力強化策を併せて検討する。

(2) 新型コロナ禍で顕在化した社会的課題を踏まえた納税環境整備

- ・ 感染症防止への対応が迫られる中で顕在化した社会的課題について、税務面でも、電子帳簿保存法に係る要件や、押印規定の見直し等について、現場実態に即した形で柔軟に緩和する。

(3) ガス事業等の収入金課税の見直し

- ・ 小売全面自由化が行われたガス供給業の法人事業税の課税方式を、一般の事業と同様の課税方式に変更する。また、電気供給業の課税方式のあり方は、本年度改正を踏まえ、検討する。